

国立大学法人東京農工大学プライバシーポリシーに関する規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成17年10月3日

国立大学法人東京農工大学長 小畑秀文

17 教 規程第39号

国立大学法人東京農工大学プライバシーポリシーに関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学プライバシーポリシーに関する規程(17教規程第35号)の一部を次のように改正する。

第二 2項中「別表」を「別表1」に改める。

第四 1項を次のとおり改める。

第四 第三者への提供

本学は、法令に基づく場合を除き、別表2に定めるところにより、第三者に対して個人情報を提供することがあります。

1項の次に次の3項を加える。

- 2 本学は、別表2に定めのない事項については、法令に基づく場合を除き、あらかじめ本人の同意を得た上で第三者に対して個人情報を提供します。
- 3 前2項の場合において、本人は、個々の事例に対して、個人情報提供の拒否を通告することができますが、その際の不利益は、本人の責めに帰します。
- 4 1項及び2項の場合において、本学は、個人情報の安全確保措置を要求した上で第三者に個人情報を提供します。

附 則(17 教 規程第39号)

この規程は、平成17年10月3日から施行する。